



新年明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。  
 今年もよろしく願い致します。  
 弊社は今年で創業49年目を迎えます。そこで、節目となる50年目に先駆けて  
 新たな取り組みを行う準備をしています。

TEL : 053-436-2031  
 ホームページ : <http://www.hamaju.com/>  
 E-mail : [info@hamaju.com](mailto:info@hamaju.com)  
 営業時間 : 8:00~18:00  
 定休日 : 毎週日曜、第2・4土曜、祝日

## 創業50周年に向けて、浜松住宅は省エネ住宅に取り組みます。

平成25年から住宅の省エネ基準が変更になり、住宅の省エネ性能を改善させることになりました。  
 具体的には、性能の高い断熱材やサッシを使用する事で冷暖房の使用量を抑え、一次エネルギーの消費量を少なくする事で二酸化炭素の排出量を抑える事を目的としています。

### 一次エネルギーとは？

→人間が利用するエネルギーの変換加工する前の自然界に存在するもの  
 (石油、天然ガス、太陽放射、地熱、風力、水力、原子力など)

この基準は2020年に国の方針で義務化となる予定ですが、この基準を満たすのは決して難しくはありません。

そこで、浜松住宅では2020年を待たずに

### 平成25年度省エネ基準対応を標準仕様とします。

- ・床・壁などの断熱材の性能向上および増量
- ・窓サッシの性能向上(断熱性・遮熱性、紫外線カットなど)
- 無理せず冷暖房の使用量を抑えられる住宅に！

さらに、下記のオプションを想定しています。

更なる省エネ性能が欲しい方にオススメ



火災保険料を安く抑えたい方にオススメ



### 低炭素住宅プラン

低炭素住宅の認定を受けた場合、以下の税制優遇が受けられます。  
 また、「フラット35S」の対象にもなっています。  
 ※市街化区域外の場合、認定は受けられません。

税制優遇 (住宅)		
居住年	所得税 (ローン減税) 最大減税額引き上げ(10年間)	所得税 (投資型) 最大減税額
H25年~H26年3月	300万円(-般200万円)	-
H26年4月~H29年	500万円(-般400万円)	65万円
登録免許税率引き下げ (~H26年3月)		
保存登記	移転登記	
0.1%(-般0.15%)	0.1%(-般0.3%)	

### 省令準耐火構造プラン

・内装下地材のせっこうボードをより厚いものに変更  
 その他、施工方法を見直す事により、省令準耐火構造の認定を可能とします。  
 →認定を受けた場合、火災保険料がお得に！！  
 (半額以上安くなる場合もあるそうです。)

※間取りによっては認定が受けられない可能性があります。

その他のオプションも随時追加していく予定です。

浜松住宅は、新築・増改築・ちょっとしたリフォームから  
 不動産のご相談まで、みなさまのお手伝いをさせていただきます。  
 何でも気軽にご相談ください。

浜松市北区初生町883-5  
 浜松住宅株式会社 電話053-436-2031